

三田市防災会議条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長、副会長及び委員)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 第6項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>9 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (所掌事務)</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p><u>(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長、副会長及び委員)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 委員は、次に掲げるものをもって充てる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</u></p> <p>7 省略</p> <p>8 第6項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</p> <p>9 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>